

廿日市市遠距離通学費補助金交付要綱

平成18年4月1日

要綱

(趣旨)

第1条 市は、廿日市市立小中学校に遠距離通学をしている児童生徒の保護者に対して、通学に係る負担軽減及び義務教育の機会均等を図るため、予算の範囲内において遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定により指定された学校（以下「指定学校」という。）に通学する児童生徒及び廿日市市立小学校及び中学校の小規模特認校制度実施要綱（令和8年教育委員会告示第3号）に基づき小規模特認校に通学する児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 片道の通学距離が小学校にあつては4キロメートル以上、中学校にあつては6キロメートル以上である者で、バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者が運行する乗合バスをいう。以下同じ。）及び電車（以下「バス等」という。）の通学用定期乗車券を購入して通学する者
- (2) 片道の通学距離が小学校にあつては4キロメートル未満、中学校にあつては6キロメートル未満であるが、交通事情を鑑みてバス等を利用した方が望ましいと市長が判断した地区に居住している者で、バス等の通学用定期乗車券を購入して通学する者
- (3) 片道の通学距離が小学校にあつては4キロメートル以上、中学校にあつては6キロメートル以上である者で、バス等がない又は登校時間

に間に合うタイヤがない地区に居住し、かつ、徒歩又は自転車（廿日市市立中学校に通学する生徒で、当該中学校で自転車による通学が認められている場合に限る。）による通学が著しく困難であるため、やむを得ず保護者が自家用車で送迎する者（前2号に該当する者を除く。）

(4) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としなない。

(1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）に基づき通学費相当額の交付を受けている場合

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき通学費相当額の交付を受けている場合

(3) 廿日市市就学援助費支給要綱に基づき通学費相当額の交付を受けている場合
(通学距離の算定)

第3条 通学距離は、児童生徒の自宅から通学する廿日市市立小中学校（以下「学校」という。）の校門までを、学校が最も経済的で、かつ合理的であると認めた経路により通学した場合の距離とする。

（補助金の交付内容）

第4条 指定学校に通学する児童生徒に係る補助金の交付内容は、別表第1のとおりとする。

2 小規模特認校に通学する児童生徒に係る補助金の交付内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号の規定に該当する者にあつては、自宅の最寄りのバス停留所又は駅から学校の最寄りのバス停留所又は駅までの通学用定期乗車券購入費の10分の10を補助する。

(2) 第2条第1項第3号の規定に該当する者にあつては、1日2往復分の燃料費に相当する費用とし、前条の規定による距離数に1キロメートル当たり15円を乗じて算定した額を補助する。

3 前2項に規定する補助金には、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（学校の校長（以下「校長」という。）が教育委員会に届け出た授業実施日を除く。）に係る通学費は含めない。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする児童生徒の保護者は、廿日市市遠距離通学費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）を、校長を経由して、別に定める期日までに、別表第2に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金交付の条件）

第6条 規則第5条第3項の規定により付する条件は、別表第3のとおりとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、廿日市市遠距離通学費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により保護者に通知するものとする。

（内容変更の申請）

第8条 規則第5条第1項第2号の規定により申請した内容に変更が生じる場合は、廿日市市遠距離通学費補助金変更交付申請書（別記様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）を、校長を経由して、別表第2に定める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、廿日市市遠距離通学費補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により保護者に通知するものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第9条 規則第24条の規定に基づき、次に掲げる手続は省略するものとする。

(1) 規則第12条の規定による実績報告

(2) 規則第13条の規定による補助金等の額の確定

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 異動により、補助金の交付対象でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廿日市市立小学校及び中学校の通学区域弾力化制度実施要綱第3条第1項の規定により、令和8年度に廿日市市立津田小学校に入学した児童については、この要綱による改正後の廿日市市遠距離通学費補助金交付要綱第2条ただし書の規定にかかわらず、補助金の交付対象とする。

別表第1 (第4条関係)

区分	対象			対象経費	補助率・補助額
	対象校	最寄りのバス停留所			
		居住地側	学校側		
バス	宮内小学校	明石、下明石		宮内郵便局	10分の10
		黒折			10分の8
		馬が原～上畑口			10分の5
	大野西小学校	鳴川～サンランド	大野中学校	10分の10	

		サンランド東、じゅらく山荘		10分の8
		宮浜温泉～丸石上、べにまんさくの湯		10分の5
	津田小学校	上飯山～小瀬川温泉前	津田	10分の10
	野坂中学校	明石～上畑口	宮内農協	10分の5
	佐伯中学校	上飯山～小瀬川温泉前 上峠、グランドハイッツ前 玖島（川上、平谷、上大沢口方面を含む。）～上永原 浅原～白河橋	佐伯中学校前	10分の10
	大野中学校	鳴川～丸石上、べにまんさくの湯	大野中学校	10分の5
自家用車	市内全域で、片道の通学距離が小学校にあっては4キロメートル以上、中学校にあっては6キロメートル以上であるもので、バス等がない又は登校時間に間に合うダイヤがない地区に居住し、かつ、徒歩又は自転車（廿日市市立中学校に通学する生徒で、当該中学校で自転車による通学が認められている場合に限る。）による通学が著しく困難であるため、やむを得ず保護者が自家用車で送迎するもの		1日2往復分の燃料費に相当する費用	1キロメートル当たり15円

別表第2（第5条関係）

区分	補助金交付申請書に添付する書類
バス等	1 定期乗車券の写し又は定期乗車券面額を証明するもの 2 その他市長が必要と認めるもの
自家用車	1 運転免許証（表裏）の写し 2 その他市長が必要と認めるもの

別表第3（第6条関係）

区分	条件
バス等	1 定期乗車券は、通学用定期乗車券であること。 2 定期乗車券は、対象者本人のみが使用すること。
自家用車	1 保護者が、年間を通じて自家用車による児童生徒の送迎をしていること。 2 保護者と同一世帯に複数の児童生徒がいる場合は、1人分のみの支給とする。この場合において、当該児童生徒の補助金に差異があるときは、送迎距離が長い児童生徒を対象とする。 3 自家用車で通勤途中等に児童生徒を学校に送迎している場合は対象としない。 4 送迎距離については、もっとも経済的で、かつ合理的と認められる通常の経路で算出した距離数（1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた距離数）とする。 5 自宅から集団登下校の集合場所までの経路を自家用車で送迎する場合は、自宅から集合場所までの経路で距離数を算出する。

様式第1号（その1）（第5条関係）

様式第1号（その2）（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）